

道路占用料改定表

占用物件		単位	占用料	
			変更前	変更後 (令和6年4月1日以降)
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につき1年	420	480
	第2種電柱		650	730
	第3種電柱		880	990
	第1種電話柱		380	430
	第2種電話柱		610	680
	第3種電話柱		830	940
	その他の柱類		38	43
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4	4
	地下に設ける電線その他の線類		2	3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	370	420
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	230	260
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	760	850
	郵便差出箱及び信書便差出箱		320	360
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	960	870
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	760	850	
法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	16	18
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		23	26
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		34	38
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		45	51
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		68	77
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		91	100
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		160	180
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		230	260
	外径が1メートル以上のもの		450	510

道路占用料改定表

占用物件			単位	占用料	
				変更前	変更後 (令和6年4月1日以降)
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	760	850
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路			480	430
	地下に設ける通路			290	260
その他のもの		760		850	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	10	9
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	96	87
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	96	87
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	960	870
	標識		1本につき1年	610	680
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	10	9
		その他のもの	1本につき1月	96	87
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	10	9
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	96	87
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	960	870
		その他のもの		480	430
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	760	850
政令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.033を乗じて得た額	Aに0.031を乗じて得た額

道路占用料改定表

占用物件		単位	占用料	
			変更前	変更後 (令和6年4月1日以降)
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	96	87
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			76	85
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額	Aに0.025を乗じて得た額	
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.023を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額	Aに0.031を乗じて得た額

道路占用料改定表

占用物件		単位	占用料	
			変更前	変更後 (令和6年4月1日以降)
政令第7条第12号に掲げる器具		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.033を乗じて得た額	Aに0.025を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額	Aに0.031を乗じて得た額